

用品調達基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 38 号

用品調達基金条例の一部を改正する条例

用品調達基金条例（昭和 39 年岩手県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基金の額) 第 2 条 基金の額は、 <u>67,000</u> 千円とする。	(基金の額) 第 2 条 基金の額は、 <u>50,000</u> 千円とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。